

川西市 P F I 導入基本指針

平成 2 4 年 6 月

川西市

はじめに

P F I (Private Finance Initiative) は、公共施設等の整備にあたって、民間の資金と創意工夫を活用することにより、効率的で質の高い公共サービスの提供を図るものです。

国においては、平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(P F I 法)が成立して以来、P F I 事業は国や地方自治体において着実に進められています。

川西市においては、厳しい財政状況の中、学校耐震化、中央北地区整備事業、公共施設の更新など多くの重要施策を、民間事業者の資金、技術的能力、経営能力を最大限に活用することで、より効果的、効率的に推進していき、利便性の高い市民サービスを提供することをめざしています。

こうした中、公共施設等の設計、建設、維持、管理については、社会資本等の効率的・効果的な整備に向けた一つの手法としてP F I を積極的に検討・活用することが必要と考えています。

本指針は、川西市がP F I の導入を検討する上での基本的な考え方について示すものです。導入後の事業手順などの詳細につきましては、川西市が実際にP F I 事業を実施していく中で、別途整理する予定としています。

平成24年6月

川西市 P F I 導入基本指針

目 次

第 1 章 P F I の概要	1
1 P F I とは	1
2 P F I の効果・原則	2
(1) P F I の効果	2
(2) P F I の原則	3
3 P F I 事業の対象	4
4 P F I 事業の仕組み	4
5 P F I 事業の形態・方式	6
(1) P F I 事業の形態	6
(2) P F I 事業の方式	7
6 P F I の特徴と従来の公共事業との比較	8
(1) P F I の特徴	8
(2) 従来の公共事業との比較	10
(3) 資金調達の方法	11
(4) P F I の問題点	11
7 P F I 事業の基本的な流れ	12
8 P F I 事業に係る地方財政措置	13
第 2 章 川西市における P F I の導入方針	14
1 P F I 手法導入の基本的な考え方	14
(1) 導入の背景と考え方	14
(2) 導入検討での重要視点	14
2 P F I 事業の実施体制	16
3 アドバイザー（コンサルタント）の活用	16
(1) アドバイザーへの依頼業務	16
(2) アドバイザーの選定方針	17

第1章 PFIの概要

1 PFIとは

PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、従来、国や地方公共団体が自ら行ってきた公共施設等の設計、建設、維持管理、運営を、民間の資金・経営能力及び技術的能力を活用して行う、社会資本整備の新しい手法です。

従来の事業では、「設計」、「建設」、「維持管理」、「運営」について、それぞれ「委託契約」、「請負契約」として別々の民間事業者が発注し、または公共施設等の管理者が自ら行うのが一般的でしたが、このPFIでは、「設計」から「運営」までを一体の契約として締結し、1つの事業者が一括してそれを行うことが特徴です。

PFI導入により、低廉で良質な公共サービスの提供、新しい官民パートナーシップの形成、民間の新たな事業機会の創出による経済の活性化、財政負担の平準化による事業促進などの効果が期待されるところです。

PFI導入の対象となる公共施設は多種多様なものがあり、事業参画主体も、市、特別目的会社（SPC）、業務実施企業、金融機関などさまざまであり、その事業形態、事業方式も複数存在します。

また、PFIは、VFM^{*}の考え方、民間事業者とのリスク^{*}分担の明確化、民間事業者によるファイナンスなど、従来の公共事業とは異なる概念で構成されており、その事業スキームも複雑なものになっています。

国では、平成11年にPFI法が、平成12年に基本方針が定められ、平成13年には、PFI事業を実施する上での実務上の指針として、5つのガイドライン（実施プロセス、リスク分担、VFM、契約、モニタリング^{*}に関するもの）が示されているものの、事業のスキームが複雑であることが、未だにPFI事業導入検討にあたっての障壁になっていると考えられるところです。

そこで、第1章では、PFI導入を円滑かつ効果的に実施するためには、それらの概念の整理が前提として必要であると考え、PFIの基本概念を整理、確認していくこととします。

※ VFM（Value For Money）：「支払いに対して最も価値の高いサービスを提供する」という考え方のこと。

例えば、同じ目的の2つの事業を比較する場合、コストが同じであれば、より質の高いサービスを提供する方をもう一方より「VFMがある」と表現し、また、提供するサービス水準が同じであれば、より低いコストでサービスを提供する方に「VFMがある」と表現します。

※ リスク：PFI事業の実施にあたって、事故、需要の変動、物価や金利の変動など予測できない事態によって損失が発生する可能性のことを「リスク」と呼びます。

※ モニタリング：事業期間にわたり、事業者が提供する公共サービスの水準を地方公共団体が監視（測定・評価）する行為です。

2 P F I の効果・原則

(1) P F I の効果

P F I 手法の導入により、主に次のような効果が期待されます。

◆低廉で良質な公共サービスの提供

P F I 事業においては、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用することができ、また、事業全体のリスクが適切に分担されること、設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部が一体的に扱われることなどによって、事業コストの削減が期待できます。

同時に、民間事業者の創意工夫等を通じて、質の高い公共サービスの提供が期待されます。

◆新しい官民パートナーシップの形成

P F I 事業においては、従来、国や地方自治体が行ってきた事業のうち、民間事業者に委ねることが適当なものについては、これをできる限り民間事業者に委ねて事業を実施するようになることから、適切な役割分担に基づく新しい官民パートナーシップの形成が期待されます。

◆民間の新たな事業機会の創出による経済の活性化

P F I 事業においては、従来、国や地方自治体などが直接行ってきた事業分野への民間事業者の参入を促進することで、民間の新たな事業機会を創出できます。

また、プロジェクト・ファイナンス[※]等の手法を取り入れることができ、金融環境が整備されるとともに、新しいファイナンスマーケットの創設につながります。

◆財政負担の平準化による事業促進

P F I 事業においては、市の支出を事業期間にわたって平準化することができます。従って、初期投資等に係る一時的な支出の増大を避けることができ、厳しい財政状況の下においても、積極的な事業の促進が期待されます。

※ プロジェクト・ファイナンス：あるプロジェクトの資金調達において、返済原資をその事業から生み出されるキャッシュフローだけに依存する事業融資方式。担保はその事業に関連する資産に限定し、プロジェクトを行う親会社が保証、担保提供等をすることはありません。

なお、企業全体の資産や収益、担保力など企業の信用力に基づく方式を、コーポレート・ファイナンスといいます。

(2) P F I の原則

P F I の基本理念や期待される効果を実現するため、P F I 事業は次のような原則などを持つことが国の P F I 基本方針の中で求められています。

【5つの原則】

① 公共性原則

公共性のある事業であること

② 民間経営資源活用原則

民間事業者の資金、技術的能力及び経営能力を活用すること

③ 効率性原則

民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること

④ 公平性原則

特定事業*の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること

⑤ 透明性原則

特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること

【3つの主義】

① 客観主義

各段階での評価決定について客観性があること

② 契約主義

市と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること

③ 独立主義

事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること

※ 特定事業：P F I 事業として実施する方針であることを市が決定した事業のことです。市は、実施方針の策定後、当該事業の実施可能性を勘案した上で、これを P F I 事業として実施することが適切であると判断したとき、P F I 法第 6 条に基づく特定事業として選定することとなります。

3 P F I 事業の対象

P F I 事業の対象施設は、道路、鉄道、公園、水道、下水道等の公共施設をはじめ、庁舎、公営住宅、教育施設、文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、駐車場等の公用・公益的施設、情報通信施設、リサイクル施設、観光施設など様々な施設が対象となります。

P F I 法第 2 条に規定されている「公共施設等」には、次のような施設があります。

対象分野	対 象 施 設
公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等
公用施設	庁舎、宿舍等
公益的施設	公営住宅、教育施設、文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等
その他の施設	情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設等

4 P F I 事業の仕組み

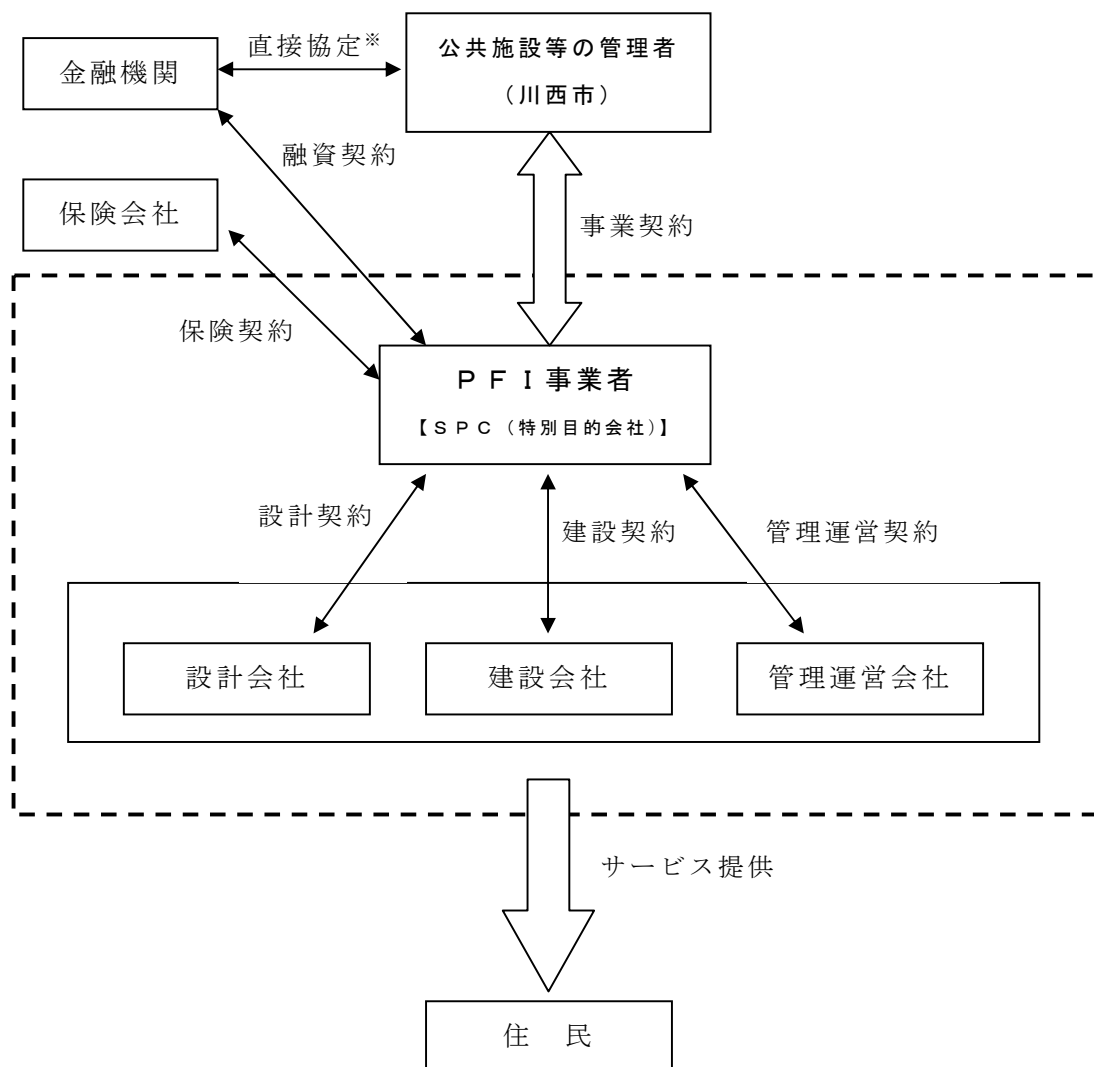
P F I 事業は、事業の方針を定める「公共施設等の管理者（川西市）」と、実際に事業を実施する「P F I 事業者」が中心となり、それに加えて、融資を行う「金融機関」などが参画して進められるのが一般的です。

また、P F I 基本方針で求められている「独立主義」を確保する観点から、事業に参加する企業が出資して、P F I 事業を実施するための「S P C※（特別目的会社）」を設立するのが通例となっており、市はこの S P C と事業契約を締結することになります。

事業スキームの一例を次に示します。P F I 事業においては、個々の事業の性格を踏まえ、それぞれに適したスキームを構成することが、事業を成立させるための重要な要素となります。

※ S P C（Special Purpose Company）：事業目的などを限定した特別目的会社で、商法上の株式会社等にあたります。プロジェクト・ファイナンスにおいては、特定のプロジェクトから生み出されるキャッシュフローを親会社の信用力と切り離すことがポイントですが、その独立性を保つために、P F I 事業のみを目的とする S P C が事業者によって設立されることが多くなっています。

● P F I の事業スキーム例



※ 直接協定（ダイレクトアグリーメント）：例えばSPCが倒産するなどの事態が発生した場合に、PFI事業を停止させることなく継続させていくため、必要な事項についてあらかじめ市と金融機関との間で締結する協定のことです。

5 P F I 事業の形態・方式

P F I 事業には、主なものとして3つの事業形態とさまざまな事業方式があります。各事業形態と事業方式については、個々の事業の性質により異なります。

(1) P F I 事業の形態

P F I 事業は、公共の関与の仕方に着目すると、サービス購入型、独立採算型、ジョイントベンチャー型の3つの事業形態に区分されます。P F I の実施にあたっては、法制度や採算性、民間事業者の動向等を踏まえ、最も効率的・効果的な事業形態を構築する必要があります。

サービス購入型

まず、市は市民に提供するサービスの水準を示します。P F I 事業者はその水準をもとに施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、直接市民にサービスを提供します。市は提供されたサービスの対価をP F I 事業者に支払います。



独立採算型

P F I 事業者が施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、利用者から直接料金を徴収して投資した資金を回収します。市は、サービス水準を定めるなどの役割だけを行い、直接の財政負担は基本的には行いません。



ジョイントベンチャー型

市とPFI事業者の双方の資金を用いて施設の整備を行います。運営は民間が主導し、投資した資金は利用者からの料金収入、市からの補助金などによって回収します。市は、補助金等の付与を中心とした公的支援措置が役割となります。



(2) PFI事業の方式

PFI事業の方式は、設計・建設・維持管理・運営の過程における施設の所有権移転の時期などによって、主に以下の方式に分類されます。

BOT（Build Operate Transfer：建設－運営－譲渡）方式

PFI事業者が資金調達を行い、施設を建設（Build）し、事業期間にわたり施設を所有して管理・運営（Operate）を行い、事業期間終了後に市に施設を譲渡（Transfer）します。

BTO（Build Transfer Operate：建設－譲渡－運営）方式

PFI事業者が資金調達を行い、施設を建設（Build）し、施設建設後にその所有権を市に譲渡（Transfer）した上で、事業期間にわたり管理・運営（Operate）します。

BOO（Build Own Operate：建設－所有－運営）方式

PFI事業者が資金調達を行い、施設を建設（Build）し、そのまま所有（Own）して管理・運営（Operate）を行います。事業期間終了後は、事業者が保有し続けるか、若しくは撤去するかを選択します。

RO（Rehabilitate Operate：補修－運営）方式

PFI事業者が資金調達を行い、市が所有する既存の施設を改修・補修（Rehabilitate）した後、事業期間終了時点まで管理・運営（Operate）を行います。

6 PFIの特徴と従来の公共事業との比較

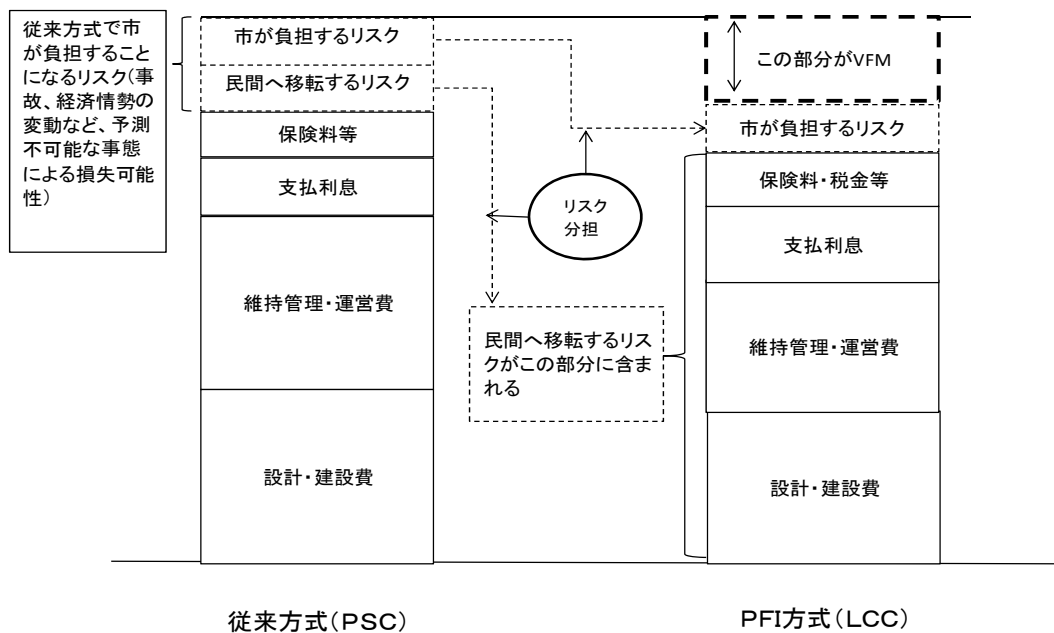
(1) PFIの特徴

VFM (Value For Money)

事業をPFI手法で行うか否かの検討にあたっては、従来型の事業手法による場合と比較してVFMが発生するかどうか、すなわち、より効率的かつ効果的であるかどうかを基準となります。

PFI事業において、VFMは、従来型事業手法での行政コストの推計値（これをPSC：パブリック セクター コンパラター Public Sector Comparatorと呼びます。）と、PFI手法を用いた場合の行政コストの推計値とを比較することで検証されます。PFI事業の場合は、事業期間全体にわたってのコスト削減を目指していることから、比較する際には、事業期間全体のコストの総計（これをLCC：ライフ サイクル コスト Life Cycle Costと呼びます。）を用います。（下記「VFMイメージ図」参照）なお、PFI基本方針において、PSCとPFI事業のLCCを比較する際には、これを現在価値※に換算して比較することが求められます。

VFMイメージ図



※ 現在価値：複数年にわたる事業の経済的価値を図るために、将来の支出や収入を現在の貨幣価値に換算する考え方です。例えば、1年間の金利が3%であれば、現在の100万円を銀行に預ければ3年後には109万円になります。従って、現在の100万円と3年後の109万円は同じ価値であると考えことができ、「3年後の109万円の現在価値は100万円である。」と表現します。

リスクの明確化と分担

リスクとは、事故、需要や物価・金利の変動、計画・仕様の変更などの予測できない事態によって損失が発生する可能性のことをいいます。P F I 事業においては、将来発生することが予見できるリスクをできる限り具体的に明確化し、そのリスクにより生じる費用と責任を持つか持たないかを契約締結時にあらかじめ定めることが大きな特徴です。

このリスクの分担については、P F I 基本方針に示されているように、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方が原則で、国のガイドラインや他都市の事例などを参考としながら、いずれか一方に過度のリスクが偏ることのないように留意しなければなりません。

長期契約と財政負担の平準化

P F I 事業においては、市とP F I 事業者との間で、設計・建設・維持管理・運営という事業内容について、リスク分担を含めて細部までを明確に規定した契約書に基づく長期（15～30年が通例）の契約を締結します。

事業や契約の内容によるが、市は「サービス提供への対価」を事業実施の全期間にわたり支出することになるため、財政負担が平準化され、初期投資等に係る一時的な支出の増大を避けることができます。

なお、このことから、市はあらかじめ、債務負担行為を設定する必要があります。

(2) 従来の公共事業との比較

従来の公共事業との比較

	従来型公共事業	P F I 事業
共通する点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が最終責任を持ったうえで市民に行政サービスを提供する。 ○ 入札等の手続により、公平、公正な事業者選定を行う。 	
実施方法	施設の設計・建設・維持管理・運営を個々に市が実施する。	施設の設計・建設・維持管理・運営を P F I 事業者が一体的に担う。市は事業の基本計画を立て、条件を設定し、事業を監視する。
発注の方法・内容	<u>仕様発注</u> ：構造・材料等の詳細な仕様書を市が作成し、提示する。 <u>分離発注</u> ：設計・建設・維持管理・運営を分離してそれぞれ発注する。	<u>性能発注</u> [※] ：施設等の基本的な性能要件を市が作成し、提示する。 <u>一括発注</u> ：設計・建設・維持管理・運営を事業者に一括して発注する。
責任分担	基本的に市が責任を負う。	市と P F I 事業者の双方で分担する。
資金調達	地方債、補助金など、公的色彩の強い資金が中心となる。	プロジェクトファイナンス方式が主流であり、民間側が市場から資金を調達する。

従来の公共事業との比較における P F I のメリット

- ・ 性能発注により、民間事業者が有する新しい技術などのノウハウを活かすことが可能になります。
- ・ 一括発注により、コストの削減が図れます。
- ・ 事業のリスクを民間事業者と適切に分担することが可能になります。
- ・ 民間事業者が資金調達を行うことで、事業費の平準化が可能になります。

※ 性能発注：要求するサービスの内容、水準のみを規定し、「如何にして」という点は民間事業者に委ねる発注方式。P F I 事業においては、性能発注方式の方が「民間の創意工夫の発揮」がしやすくなります。なお、発注する性能の具体的要件はできるだけ明確に提示し、応募者が共通の理解を得るようにすることが重要です。

(3) 資金調達の方法

現在、日本では「コーポレートファイナンス」が一般的な資金調達方法となっていますが、PFIを行う場合は、「プロジェクトファイナンス」という資金調達の手法が採用されることがあります。

① コーポレートファイナンス

コーポレートファイナンスは、企業全体の業績や収益力、担保力など企業の信用に基づく資金調達方法を言います。この場合、ある事業の業績が赤字であっても、金融機関は、その企業全体のキャッシュフロー[※]を返済原資として資金を回収します。

② プロジェクトファイナンス

プロジェクトファイナンスは、特定の事業に着目し、その事業収入だけで金融機関からの融資を返済する資金調達方法です。この方法による資金調達を行う場合には、プロジェクトの専門会社（SPC）を設立し、その会社が親会社の信用を用いず借入を行うため、親会社の貸借対照表のスリム化が図られるなどのメリットがあります。一方、事業から出るキャッシュフローに依存されるため、事業にかかるリスクについては、可能な限り明確化し、関係者が最も適切にリスクコントロールできるよう分担する必要があります。また、担保は、事業に関連する資産に限定されます。

(4) PFIの問題点

PFIは、今後の行財政運営の新たな道を切り拓くための大変有効な手法です。しかしながら、PFIは、「万能薬」ではなく、次のような問題点があり、実施にあたっては、これらの問題点も視野に入れ検討する必要があります。

市の問題点	民間事業者の問題点
<ul style="list-style-type: none">○ 募集から契約までの手続が複雑である。○ 事業者と契約するまでに時間がかかる。○ 単年度予算主義の原則と調和しない。○ 長期債務負担行為の設定による後年度負担が累積し、財政の硬直化が起こる可能性がある。○ 事業のコントロールが難しくなる。○ PFIの導入を検討した結果、契約等に至らなかった場合、投入した公的資金が無駄になる。	<ul style="list-style-type: none">○ 募集から契約までの手続が複雑であり、具体的な事業計画を提案するための入札費用等がかさむ。○ 公共からのリスク分担の要請が高まる。○ 契約の複雑さとリスクの高さから、対応可能な事業者が限定され、中小企業レベルでは対応できない可能性がある。○ 投資回収期間が長い。

※ キャッシュフロー：事業活動による資金の流出入のこと。融資者に対する主な返済原資となります。

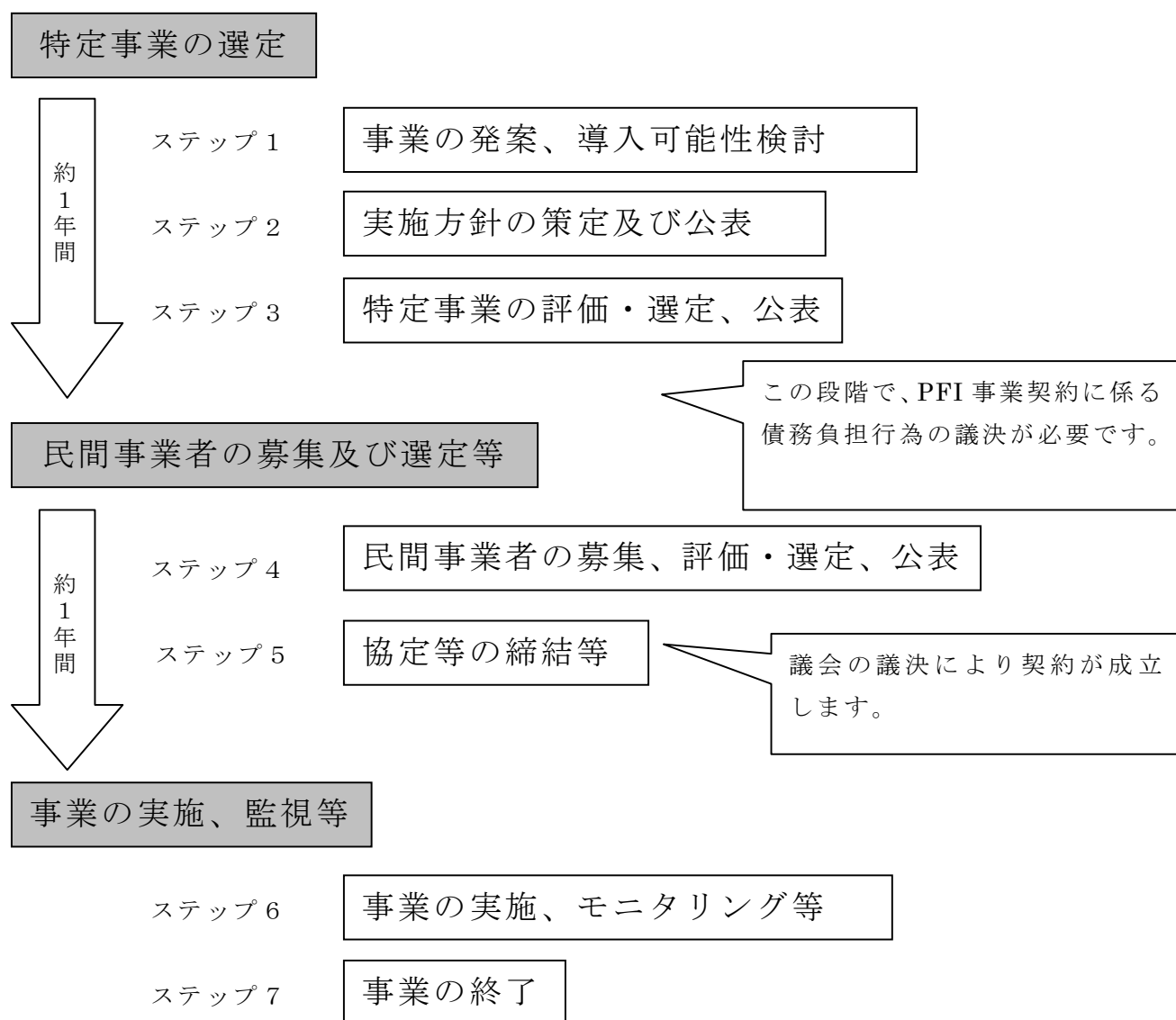
7 PFI事業の基本的な流れ

PFI事業全体の流れは次のフロー図のとおり、7つのステップに整理できます。

PFI事業は、「事業の発案」から始まり、事業方針を定める「実施方針の策定及び公表」、PFI事業としての実施を決定する「特定事業の評価・選定、公表」、透明性を確保した手続によりPFI事業者を選定する「民間事業者の募集、評価・選定、公表」、選定された事業者との間で協定内容の詳細な取決めをする「協定等の締結等」を経て、「事業の実施、モニタリング」、「事業の終了」に至ります。

事業の発案から事業開始までには少なくとも約2年のスケジュールが必要となります。

PFI事業の一般的なプロセス（導入フロー）



8 P F I 事業に係る地方財政措置

P F I 事業に係る地方財政措置については、自治事務次官通知及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について（平成12年3月29日自治調第25号自治省財政局長通知。以下「自治省財政局長通知」という。）」により、以下の措置等が講じられます。

国庫補助負担金が支出される P F I 事業

国庫補助負担金の内容に応じ、以下のとおり従来手法による場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置が講じられます。

- ・市が P F I 事業者に対し、施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を支出する場合
 - 従来手法による場合と同種の地方債をその財源とすることができ、当該地方債の元利償還金に対して交付税措置がある場合は、同様の交付税措置が行われます。
- ・市が P F I 事業者に対し、後年度に整備費相当分の全部又は一部を割賦払い又は委託料等の形で分割して支出する場合
 - 従来手法による場合の地方債充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置が行われます。

地方単独事業として実施される P F I 事業

従来手法による場合での施設種別に応じた財政措置の有無により、以下のとおり地方交付税措置が講じられます。

- ・施設の種別に応じた財政措置がある場合
 - 従来手法による場合の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して、財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置が行われます。
- ・財政措置がない場合（公共性が高く、非収益的な施設が対象。庁舎等の公用施設は対象外）
 - 負担額の合計額（用地取得費を含まず、金利相当額を含む。）の20%に対し、均等に分割して一定期間交付税措置が行われます。

上記以外にも、資金手当のための地方債措置、用地を取得する場合の経費に対する地方債措置、地方公営企業における P F I 事業に対する措置等が規定されています。

第2章 川西市におけるPFIの導入方針

1 PFI手法導入の基本的な考え方

【基本目標】

民間事業者のノウハウを最大限に活用し、市民サービスの価値向上と財政負担の削減・平準化を同時達成することで、市の行政課題を効果的に解決すること

(1) 導入の背景と考え方

市の財政状況は、人口減少社会の到来を背景とした納税対象人口の減少の影響により、市税収入は年々減少している一方で、高齢社会の中での社会保障費の増大など、市民ニーズは増加を続けている状況であり、政策的経費に充てることのできる財源は限られているのが実情です。

加えて、国においては、多額の債務残高を抱える中、東日本大震災への対応なども重なり、地方に対する手厚い財政措置はもはや期待できないことから、市をとりまく財政事情は、より一層厳しい状況となることが予想されます。

しかし、そうした状況下においても、市は市民サービスの価値を最大化していく責務を担っています。そのためには、市自らが行政課題解決のために動いていかなければならない時期にあるといえます。

そこで、本市では、今まで以上に効率的、効果的な方法で市民サービスの価値を高めることができる事業手法として、PFI手法の導入を積極的に検討していくこととします。

(2) 導入にあたって配慮すべき重要な視点

事業の実施にあたっては、「市民サービスの価値向上と財政負担削減の同時達成」という基本目標に基づき、従来の手法にとらわれることなく、各事業ごとに最適な事業手法を検討し、その結果でPFIが最も適切と判断した場合に導入します。

検討の際の重要な視点は、次のとおりとします。

市の重点施策の価値向上

- ・施設整備において、環境への配慮、防災対策、少子高齢化社会への対応など、今後、市が重点的に推進していく項目において、さらに付加価値を高めるという効用が見込める場合に、PFI導入を検討していきます。

財政収支計画との整合

- ・将来の財政運営に影響を及ぼさないよう、財政収支計画との整合を図りながら、計画的にPFI導入を検討します。

導入に向けての十分な検討

- ・民間事業者の創意工夫を十分引き出すことをめざし、事業者の参加意欲に関して十分な調査を行います。
- ・VE提案*の活用など、事業者の創意工夫を引き出す方策を検討します。
- ・課題となっている行政課題の解決など、PFI導入による市民サービスの価値を高めることの可能性を検討します。

地元企業への配慮を検討

- ・地元企業が事業へ参入できる条件設定について検討します。

サービスの質の確保

- ・事業実施前に想定されるリスクを整理し、適切なリスク分担を講じることによって、事業開始後のリスクを市が過度に負担することのないようにします。
- ・事業開始後には、適切なモニタリングを実施し、公表するなど、サービス水準の質を維持する方策を検討します。

情報公開

- ・事業の発案から、事業手法の選択や、事業者選定の進め方など、事業実施の各段階において、できるだけ公表を行うなど、事業全般を通じた公平性や透明性の確保に十分配慮します。

※VE (Value Engineering) 提案：性能・機能を低下させずに、別の手法や手段を提案してコストダウンを図ったり、総合的な価値を上げることを目的とする提案のことです。

2 P F I 事業の実施体制

P F I の導入検討にあたっては、法律、技術及び財務面で様々な専門的知識を必要とします。このため、専門的知識を有するアドバイザーの助言や関係部局との調整を図りながら、P F I 導入を進めていく必要があります。

そのため、まずは、庁内においてP F I 導入の検討を進めるため、組織横断的なチームを設置するなど、庁内での検討体制を整えます。

3 アドバイザー（コンサルタント）の活用

実際のP F I 導入にあたっては、財務・金融、法律、建築等技術の各分野にわたる専門的な知識やノウハウが必要となるため、専門的知識を有するコンサルタントを活用します。

（1）アドバイザーへの依頼業務

アドバイザーへ依頼する業務は、「P F I 手法導入可能性調査における業務」と、導入決定後の「実行段階における業務」とに分かれます。

それぞれの具体的な業務は、以下のようなものが考えられます。

○P F I 手法導入可能性調査における業務（例）

- ・ P F I 事業成立の前提条件整理
- ・ 施設計画及び運営計画
- ・ 事業方式の検討
- ・ P F I 事業スキーム概要の構築
- ・ V F M及びリスク分担の検討
- ・ 市場調査の実施
- ・ 法制度、税財政、各種助成制度等の課題検討
- ・ 導入調査報告書の作成

○実行段階における業務（例）

- ・ 事業実施手続・スケジュールの検討
- ・ 実施方針案の策定及び募集関係書類案作成支援
- ・ 質問回答書の作成支援
- ・ 契約書案の作成支援
- ・ 事業予定者との交渉支援

(2) アドバイザーの選定方針

P F I 導入検討で所期の成果を上げるため、導入可能性調査を行う段階でのアドバイザーの選定方法には、原則、価格のみでの競争入札によるのではなく、実施能力や提案内容を重視したプロポーザル方式を用いることとします。アドバイザー契約を結ぶにあたっては、導入可能性調査だけではなく、当該事業が調査後の実行段階においても同一のアドバイザーに委託する可能性があることを念頭におき、それぞれの業務に精通したと認められる事業者を選定することとします。

さらに、プロポーザル方式を採用した場合の選定基準も、事業実施の目的その他事業の特性等を踏まえて決定することとします。以下に一例を示します。

- ・ 業務実績
- ・ 実施体制
- ・ アドバイザー契約を受託するにあたっての基本的な考え方
- ・ 当該事業に P F I 手法を導入することの妥当性とその考え方
- ・ 調査開始から結果取りまとめまでの事務項目とスケジュール
- ・ 市場調査の内容及び方法